愛媛県西予警察署協議会会議録

（令和５年度第１回）

<table>
<tr><td>日時</td><td>令和５年６月 21 日（水）　午後２時 30 分から午後５時 00 分の間</td></tr>
<tr><td>出席者</td><td>１　警察署協議会
会長以下８人
２　公安委員会
佐伯公安委員
３　警察署
署長以下９人</td></tr>
<tr><td>議事概要</td><td>

１　開会の辞

２　会長挨拶（要旨）

警察署協議会、一市民として、様々な形で、警察行政への協力をしていきたい。

各委員からは、より良い警察活動を推進していただくための諮問事項及び警察行政全般に対する忌憚のない意見を依頼する。

３　署長挨拶（要旨）

着任の挨拶後、「委員の皆様から、地域の声や貴重な提言といった、警察活動への参考となるアドバイスをいただき警察活動へ反映してまいりたい」と述べた。

４　業務推進結果報告、業務推進計画の説明

令和５年１月から４月の業務推進結果、令和５年５月から８月の業務推進計画について、各課長が説明した。

各委員からの意見に対し、署長が回答、説明した。

５　諮問及び答申

諮問事項について、各委員からの答申を事前に集約し、署長が答申に対して回答した。

<table>
<tr><th>諮問</th><th>答申（要旨）</th></tr>
<tr><td>高齢者の交通事故防止対策の推進について</td><td>○　加齢に伴う身体機能の変化を理解させる交通安全教育の推進
○　電動車いす利用者の交通安全教育の推進
○　自動車運転免許証の自主返納の促進及び自主返納者に対する交通手段の充実</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

議事概要	**６　主な質疑・応答** （委員）　手押し車を活用している高齢者が多く見られるが、一般の歩行者と比べ反応が鈍く、とっさの行動が難しい方が多いと思うので、自分自身も交通安全に気をつけるよう交通安全講話で呼びかけてほしい。 （委員）　横断歩道以外の場所での高齢者の道路横断が目に付くので、高齢者を対象とした交通安全講話や交通安全指導を通じて、交通事故防止対策を採っていただきたい。 （委員）　自動車運転免許証の更新の際に、教習所での実技訓練があると聞いているので、運動機能の低下を自覚させる講話や誤った交通ルールの解釈を理解できるように交通安全教室等を開催していただきたい。 （署長）　西予署管内では、本年４月末現在で約２万3,000人の自動車運転免許証の保有者がおられ、その内、約9,200人の方が65歳以上の方である。自動車運転免許証の保有者に占める高齢者の割合は約40パーセントと高くなっている。 高齢者の免許更新に関しては、令和４年５月に施行された道路交通法の改正により、75歳以上の方で一定の違反がある方は、運転技能検査に合格しなければ自動車運転免許証の更新ができないこととなっており、高齢者対策の充実が図られているところであることを御理解いただきたい。 西予署では、県内及び管内の交通事故の発生状況を踏まえ、高齢者が集う団体や集会などで交通安全教室を行っているところであり、ドライバーに対しては、横断歩道は歩行者が優先であることの周知徹底や菱形マークの先には横断歩道があるため「アクセルオフ」することを呼びかけている。歩行者に対しては、斜めに道路を横断しない、近くに横断歩道がある際は、横断歩道を利用するよう呼び掛けを行っているところである。 また、５月の全国交通安全運動の期間中には、安全教室にあまり参加できない方に呼びかけるべく、県警の交通安全教育車を商業施設の駐車場に設置し、交通安全教育を実施した。高齢者の方に身体機能の低下を知ってもらうことは重要な活動であると感じているところであり、今後も、官民連携による交通安全教育を継続してまいりたい。 （委員）　電動車いすの利用者の中には、自分が歩行者であることを理解していない利用者もいると思うので、電動車いす利用者対象の交通安全教室も強化していただきたい。

	（署長）　愛媛県内では電動車いすの利用者が被害者となる交通事故が令和４年中に２件発生しており、いずれも、横断歩道を横断中に車両と接触した事故であった。 電動車いすは、道路交通法上では歩行者と規定されているが、利用者からすると歩道に段差があるなどの理由で、車道を通行することがある。この場合、視線が自動車よりも低い位置になってしまい、安全確認が十分にできないことから、歩道を進行するよう指導をしているところではあるが、未だに車道を通行する電動車いす利用者が散見されることからすると指導が十分ではないと思われる。 また、他の歩行者怪我をさせてもいけないので、今後は、電動車いす利用者に対する声掛けを更に行っていきたいと考えている。 なお、自動車運転免許証の自主返納者が電動車いすを購入する場合、管内の２つの事業者から割引きの支援をいただいており、今後、自動車運転免許証の自主返納者に対してサービス内容の広報とともに安全な通行方法を啓発していきたいと考えているところである。 （委員）　高齢者の交通事故防止には、自動車運転免許証の自主返納が有効であると思われるが、一方で、交通手段が充実しておらず生活のためには自動車の運転が不可欠な住民もいると思うので、自治体と協力した対策をお願いしたい。 （委員）　交通安全教育車での体験をした方が、少しでも自分の運転に不安を感じたのであれば、自動車運転免許証の自主返納制度を促していただきたい。 （署長）　自動車運転免許証の自主返納制度は、平成 10 年の道路交通法の改正で導入されたものであり、毎年、数の増減はあるものの、多くの方が自主返納制度を活用していると認識している。 警察としては、高齢者が自主返納をしやすい環境を整備するために、バスやタクシー会社をはじめとする各事業所に対し、デマンド交通の確保や各種割引などの協力をお願いしているところであり、本年４月現在では、管内の 78 の事業所から運賃の割引や買い物での割引の支援をいただいている。

そのほか、家族の方から「運転が心配である」などの相談を受けた際には、個別の事情を聞いたり、安全のための自主返納の勧めるなどをしているところである。

また、免許種別の一部返納の制度もあることから、今後も積極的に自動車運転免許証の自主返納制度を活用していただけるよう、広報活動、協力体制の確保に努めてまいりたい。

7　公安委員総括

署長の強いリーダーシップの下、署員が一丸となって地域の安全安心のために職務に精励されている様子が伝わり、更には、会長のスムーズな司会進行により、非常に充実した会議となったことを嬉しく思う。

各課長による業務の推進状況や今後の取組予定の説明を受け、色々な活動によって、犯罪被害の防止や交通事故の抑止に取り組んでいることが分かった。

今後も、協議会委員をはじめとした地域の方の意見をいただきながら、署員一丸となって地域の安全安心のために尽くしていただきたい。

8　協議会開催状況

以　　上